

中小企業の団体交渉と団体協約に関する若干の考察- 主として中小企業等協同組合法を中心として-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2011-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木元, 錦哉 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9165

中小企業の団体交渉と団体協約に関する若干の考察

——主として中小企業等協同組合法を中心として——

木 元 錦 哉

目 次

序 章	中小企業等協同組合法上の団体交渉権と団体協約権の生成
第一章	序
第一節	中小企業等協同組合法の団体協約権の生成（昭和二四年法）
第二節	中小企業等協同組合法の団体交渉権の生成（昭和三二年改正法）
第三節	最近の動向
第二章	中小企業の団結権の法律上の地位
第一節	市民法における中小企業の問題
第二節	中小企業等協同組合法における中小企業の問題
第三章	中小企業の団体交渉および団体協約の役割
総 括	

序 章

わが国の中小企業問題は、わが国の資本主義経済の急激な発展過程で必然的に惹起せしめられた、いわば歴史的な所産である(1)。しかも、中小企業問題に対する国家の政策は、少くとも戦前においては、天皇集権国家体制のもとで国家の大企業保護中心主義の政策の影響を多分にうけていたため、経済的従属者たる中小企業の基本的人権の保障は考えられていなかった(2)。

明治憲法下では、中小企業の組織化は、経済的弱者(従属者)である中小企業の基本的人権の保障を目的としたものではなく、大企業の利潤の追求、いいかえれば、戦争遂行という国家目的の実現という立場から、大企業の支配体制を確保し大企業の利潤追求を擁護できるかぎりにおいて認められていた(3)。

このような明治憲法下における中小企業の従属的地位は、天皇主権に代って国民主権を制度的に保障し、さらに基本的人権尊重主義を建前とした新憲法のもとでは、どのように変化したかが問題となってくる。すなわち、それは、価値体系が一変した戦後の法律構造のもとで、中小企業の地位は、戦前と比べて向上したのかという問題である。このことについては、すでに経済学、経営学、経済政策学の諸領域において、注目すべき多くの労作が公にされている。そして、これらの労作によつて、中小企業の産業構造上における二面的な地位が具体的に例証されたのである(4)。すなわち、中小企業が、構造上、一方において大企業の支配従属下におかれ、他方においては労働者、消費者(主として農民、労働者の消費財を購入する経済的弱者たる者)を支配する地位にある、という指摘である。産業構造上における中小企業の二面的性格は、法律学の分野から中小企業組織化の問題を研究する場合、看過されない基本的な問題である。

しかしながら、経済法学の分野では、経済学、経営学、経済政策学の成果である、この中小企業の二面的性格について検討しつつ、中小企業諸立法を考察した労作は少ないように思われる(5)。

中小企業が産業構造上二面的地位を具有していることによつて、中小企業の組織化は、「経済的弱者たる組織(例えば、労働組合、消費者団体等)」においてどのような位置を占めるかという極めてむずかしい問題を提起している。さらにつけ加えれば、中小企業は法律上どういう地位におかれているか、また、中小企業者の基本的人権を保障しようとする法律がいかなる経済的、政治的、社会的背景のもとで制定されたか、それはどういう役割を果したか、産業構造上このような二面的地位をもつ中小企業の組織化はどう把握されるべきか、等々については、未だ充分な考察が試みられていないように思われる。

そこで本稿では、経済学、経営学、経済政策学の研究成果をできうるかぎり綿密に検討しつつ、戦後の中小企業組織化の問題について、主に中小企業等協同組合法上の団体交渉権、団体協約締結権を素材として、経済法の視角からその歴史経過を整理し、今日的意義と展望を明らかにしようとするものである。

註(1) 伊東岱吉「中小企業の理論的諸問題」(公正取引五六号)一四—五頁。尾城太郎丸「日本中小企業論史——問題意識における本質論の形成と発展——」(講座中小企業第一巻・所収)一九六頁参照。

(2) この点については多くの研究者によつて指摘されている。たとえば、正田彬「経済法」八八頁で、正田助教教授は、「経済法においては、経済的従属者の基本権の確保を中心になつた経済的従属関係の規制が、そのメルクマールとしてとらえられなければならないのであるが、戦時経済法においては、かかる独占体を中心としたいわゆる経済的従属関係の存在は法の考慮の範囲外におかれ、またこの従属関係の存在にもとづく国民経済における矛盾の除去も、またその範囲外に去つているといえる」と指摘されている。

(3) この点については、木村・古林・佐々木・中村・馬場監修「現代経営会計講座」第一巻、三—三頁で「もともと『戦前

の下請化は、中小資本を独占資本の下につなぎとめ、戦争に協力させる物質的基礎であつた」と要領よく述べている。なお、松岡・市毛・木元「明治体制の法学的研究方法の論点」（明治大学法学部八十五周年記念論文集）五六〇頁を参照。

(4) たとえば、伊東・加藤・北田「中小企業の本質」（講座中小企業第一巻）二二九～二四五頁参照。山口良行「中小企業家と統一戦線」（季刊経済一九六五年六月号）三五頁、四一頁を参照。

(5) たとえば、正田彬「独占禁止法秩序と中小企業」（公正取引八一号）七頁、正田彬「中小企業の共同行為と独占禁止法」（学会誌「経済法」六号）九頁、正田彬「労働法と経済法の関係についての試論」（学会誌「労働法」二四号）一〇四頁、正田彬「経済法」（講座「現代法」第七巻）二四四頁、などは数少い作品の一例である。

第一章 中小企業等協同組合法上の団体交渉と団体協約の生成

序

中小企業の組織化は、中小企業自身の経済的地位の改善、向上のために重要なかなめとして、常に取り上げられてきた(一)。

いうまでもなく、独占資本主義経済のもとでは、少数の大企業が、生産過程では中小企業、労働者を、又流通過程では中小企業、農民および経済的弱者たる消費者(主として労働者、農民が流通過程に法主体としてあらわれてくる場合における経済的弱者たる地位の表現で、消費財を購入する経済的弱者たる者：以下この意味で「経済的弱者たる消費者」という。)をそれぞれ支配し、従属化している。このような経済的弱者たる地位から必然的に生ずる不利益・弊害の是正、除去は、それぞれの経済的弱者による自主的な「下から」の組織化によつてはじめて可能となる。

この経済的弱者の「経済的地位の改善、向上」を目的とした組織化の性格、内容は、資本主義経済の発展段階のそ

れぞれの諸要因の影響をうけて必ずしも同じものではなかつた。また、経済的弱者の組織化が法律上どのような取扱いをうけるかは、経済的弱者のおかれている産業構造上の地位、および支配体制と経済的弱者との力関係の強弱を背景とする支配体制側の意思如何で決定されるように思われる。

この問題意識を念頭におきながら、中小企業の組織化の問題を追求していこうと考える。中小企業の自主的な組織化の展開は、新憲法の制定後の昭和二四年の中小企業等協同組合法後にみられた⁽²⁾。この法律は、不充分ではあつたが、産業構造上大企業と中小企業の支配従属関係を基礎として、中小企業の組織化という経済的弱者の基本的な権利を認めていた⁽³⁾。すなわち、中小企業等協同組合法第七〇条第一項第五号（現行法第九条の二、第一項第五号）は、「組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結」を規定した。さらに、昭和三二年の改正法では、団体協約制度をより充実するために、中小企業の団体交渉権を認め、大企業の一定の義務を法律上定めていた。

そこで、本章では、大企業にとつてある意味では迷惑な存在である中小企業の「団体交渉権」「団体協約」制度が、どのような背景で認められたのかをまず考えてみよう。

戦後の産業構造上の中小企業問題と法の関係、あるいは、その具体的顕現である中小企業政策の展開過程をみる場合、どのような時期区分をするかについては、いろいろな観点が考えられる⁽⁴⁾が、本稿では考察の便宜上、中小企業等協同組合法の団体交渉権の変遷に目を向け、おおまかに昭和二四年の団体協約制度の承認、昭和三二年の団体交渉権の承認の時期に分けて、その概略を述べることにしよう。

註（一）伊東・藤田編「中小工業の本質」二四頁、山中篤太郎「中小企業の組織化問題」（商工金融七巻四号）一〇二頁

（二）敗戦後、統制会を中心とした戦時中の「商工組合法」（昭和一八年三月法五三三号）が廃止され、「経済民主化」の線にそつて政府の監督規定を徹底的に縮少した「商工協同組合法」（昭和二二年一月九日法五一号）が制定された。しか

し、この法律は組合員の資格を中小商工業者のみに限定しなかつたから、大企業も組合に参加することができたし、物資配当機関としての戦時統制組合的な性格も完全に一掃してはいなかつた。かくして、「本来の意味での中小工業の組織化、そのための制度とはいえなかつた」（木村・古林・佐々木・中村・馬場監修「現代経営会計講座」第一巻二六〇～二六一頁）。

この点について、有田政府委員も、昭和二四年五月七日衆議院商工委員会における協同組合法案の提案理由のなかで、「これまでは、戦時中の統制的な組合の時代からの情勢もあつて、協同組合に大規模の事業者が加入し、協同組合という機構にかくれて、他の事業者の事業活動を支配し排除するという傾きがないでもなかつた」（衆議院商工委員会議録第一〇号）と述べその事実を認めていた。

(3) 通商産業省編「商工政策史」第一二卷四三四頁参照。

(4) 前掲「商工政策史」三六五頁、中村金治「中小企業政策研究」三七八頁、池内信行編「中小企業論」一七〇頁、巽信晴「中小企業基本法案の役割」（経済評論昭和三八年四月号）一五八～一七一頁、渡辺洋三「戦後の日本資本主義経済と法」（講座現代法第七卷）一六三頁、牛尾真造「戦後二〇年中小企業はどう歩んだか——その危機と常態のダイナミズム」（中小企業ジャーナル一九六六年九月号）六六頁参照。

第一節 中小企業等協同組合法の団体協約権の生成（昭和二四年法）

わが国の資本主義経済は、周知の如く、一方においては国家権力を背景とした大企業中心の産業の近代化を、また他方においては、前近代的要求の存続を意識的にすすめ、さらに大企業がそれぞれを利用するという基盤の下で発展してきた⁽¹⁾。戦前の資本主義経済にみられたこの近代的要求と前近代的要求の併存は、国内市場の狭益化をもたらした、わが国をして「戦争」への道をたどらせた主要な原因であつた。

それ故に、戦後アメリカ占領軍がわが国にたいする占領政策として、日本をして戦争にいたらしめた要因の一つで

ある「前近代的要素」の除去といわゆる経済的弱者の基本権の尊重とを強力におしすすめたのは、当然のことといえよう⁽²⁾。このことは、農民、労働者の基本的人権の尊重、すなわち農地改革、労働運動の承認、財閥解体等の具体的な施策にみられた⁽³⁾。このように、経済民主化政策は、いわゆる経済的弱者の権利の解放、擁護を主要な柱としていた。したがって、経済民主化政策の一環として、当然、産業構造上大企業の支配従属関係にある中小企業の基本権の保障をはかることが行われてしかるべきであつた⁽⁴⁾が、中小企業にたいしては、必ずしも理解ある態度を示さなかつた⁽⁵⁾。

敗戦から昭和二年初頭における経済統制の復活強化までの期間は、まさしく混乱と放任の時期であつた。この時期には、大企業の多くが戦災による甚大な損害と財閥解体、独占禁止、経済力集中排除など一連の経済民主化政策の推進によつて半身不随の状態におかれていたから、生産再開の容易な中小企業は、労働力の復員と安い労働力を利用して、いち早く立ち直り「みせかけの」一時的な繁栄ではあつたが比較的恵まれた状況にあつた⁽⁶⁾。

しかしながら、中小企業のこの「繁栄」は、経営や技術水準の向上等企業の客観的要因によつて生じたものではなく、大企業の一時的後退と社会経済の混乱に便乗したものにすぎなかつた⁽⁷⁾から、昭和二一年後半から二二年初頭にかけての統制経済の復活強化⁽⁸⁾、二二年末における「傾斜生産方式」の採用⁽⁹⁾、二二年一月の復金融資の開始⁽¹⁰⁾、同三月の資金面における融資準則の決定等⁽¹¹⁾の諸施策による大企業の立直り、さらにインフレの昂進によつて、中小企業の不振は次第に表面化していつた⁽¹²⁾。

さらに、国際情勢の悪化の影響をうけて、占領政策が従来の「反独占」「経済的非軍事化」政策から、アメリカ資本主義経済の積極的テコ入れを背景とするわが国の大企業保護育成を中心とする経済再建政策へと質的転換をせざるをえなくなり⁽¹³⁾、その占領政策の質的転換と昭和二三―四年にかけてのドッジ政策に基づく不況対策は、中小企業

の窮乏化に一層の迫車をかけた(14)。

政府は、このような政治的、経済的、社会的条件のもとで、大企業への保護政策をすすめる一方、中小企業の不満を一時そらし、それを抑えるために、中小企業等協同組合法を制定した(15)。

この時期の中小企業の窮乏化、および窮乏化を是正しようとする中小企業等協同組合法の目的については、同法案の審議過程における有田政府委員の発言によつても明らかである。有田政府委員は、昭和二年五月七日の商工委員会において「要するに経済九原則の実施により、異常な困難に直面せんとしております中小企業が、今後よつてもつて立つ手段は、基本的にその組織化と、相互扶助の力による競争力の培養、増強以外にないのであります、私どもといたしまして、この協同組合を前提として、各種の施策を押し進めて参りたいと考えているのであります(16)」と述べていた。

中小企業等協同組合法は、「中小企業の組織化と相互扶助の力による競争力の培養、増強」をはかるために、事業協同組合に、従来の商工協同組合法(昭和二年一月一日法第五一号)で認められていた事業(商工協同組合法第一条参照)のほかに、福利厚生事業(17)、および戦前の法律では認めていなかった団体協約締結権を制度上認めた。

この団体協約制度は、いうまでもなく事業協同組合員(中小企業)の経済的地位の向上をはかるために、認められたものである(18)。しかしながら、当時の中小企業の窮乏化は、一方において「傾斜生産方式」にみられるような国家権力の大企業にたいする保護政策を、また他方においては、中小企業にたいする放任政策から生じた資金難、および販売不振等々を原因としていたから、このような国家の政策上の不平等取扱いを存続させたいという単なる「中小企業の組織化」あるいは「団体交渉権」を前提としない団体協約制度では、中小企業問題を処理するための抜本的解

決手段にならなかった(19)。

このような意味で、中小企業等協同組合法案の審議過程での川上委員と稲垣国務大臣の質疑応答は、興味深いものがある。川上委員は、「……政府が資金の面において、資材の面において、あるいは行政の面において、非常に積極的な援助をするにあらざれば、組織というものはりっぱに自主的な力を出すことができないというのが原則であります。……特に今日のこの集中生産のもとにおいては、自分で達成するどころではなしに、歴大なるものが民族産業を含めて滅亡している。そのときに自分だけでやってゆけというようなことはこれはパンを求める者に石を与えるようなものである。……実際にこの組織法のようなもので資金の保障もない。資材の保障もありはしない。そのほか何もない。……かようなことで中小企業の組織が一体運用できるかどうか(20)」と質問した。これにたいして、稲垣国務大臣は、「……現在の経済情勢のもとにおきましてできるだけ中小企業を育成してゆきたい。それを育成するために、育成しやすい素地をつくるという意味で、いわゆるこの組合法の御審議を願っておるわけであります……(21)」と答弁している。

この質疑応答にみられるように、政府は、行政指導による中小企業育成を第一義的に考え、その根拠基盤を中小企業等協同組合法に期待していたようである。しかし、中小企業庁の職員が行政整理によって一三三名から九四名に縮減された事実(22)をみても、政府が中小企業問題をどの程度真剣に考えていたか甚だ疑問に思われる。

もともと、産業構造上大企業の支配従属下にある経済的弱者の経済的地位の向上は、自主的な組織力によってなされるべきである。しかし、自主的な組織力が未だ芽生え成長していない段階では、組織力の強化をおしすすめるために国家機関からの援助がなされなければならない。国家機関は、第一に、巨大な資本力を背景とした大企業の経済力の濫用を是正し、第二に、経済的弱者の組織力の強化をはかることを目的として経済生活に関与してゆくべきであっ

た。しかしながら、昭和二四年の中小企業等協同組合法は、経済的弱者の組織力の強化を目的とする「国家の経済生活への関与」に関しても、必ずしも充分な配慮をしていない²³。しかも、経済的弱者の組織力を維持する手段である「団体協約」の締結については、単に一条項を設けたにすぎず、中小企業の団体交渉権および国家機関の中小企業の組織力の強化を目的とする「サービス」は、昭和三二年の改正法をまたねばならなかった²⁴。

加うるに、大企業の経済的支配者たる地位による「横暴な態度」を是正し、経済的弱者の基本権を擁護すべき国家の独占政策は、独占禁止法自体の改正、あるいは特別法によってその後、本来の意義を忘れ後退の一途をたどるのである²⁵。

註(一) この点について、伊東岱吉教授は、その著書「中小企業論」の中で、「わが国の下請制の特質は、わが国資本主義体制を貫く特質、すなわち『資本』が対労働者関係において、対小生産者関係において、さらには対中小資本関係において、その搾取と収奪を二重に苛酷化するために前期的遺制をたえず温存し利用している、という特質の一つの現われにほかならない。頂点に立つ窮極的支配資本たる特権的独占資本は、このわが国資本主義の体制的特質を十二分に利用しているのである」(二五九〜二六〇頁)と明確に指摘されている(傍点・筆者)。

(2) こうして、一九四七年七月一日極東委員会発表の「日本降伏後の基本方針」は、「日本軍勢力の現存する経済的基礎は破壊されなければならず且つ復活することを許してはならない」とその基本的立場を明確にして、さらに「日本対し戦争のため再武装する力を与えるおそれのある諸産業又は生産諸部門を日本からとり除くこと」を明らかにした。それは、「商工行政史刊行会」「商工行政史」下巻、四一八頁で、「初期の対日占領政策はあくまでも非軍事化・民主化の見地から行われ『日本の経済的復興または日本経済の強化についてはなんらの責任を負わない』(初期の占領政策指令)ものであった」と云わしめたほどであった。

(3) 「日本降伏後の基本方針」(一九四七年七月一日極東委員会発表)、「農地改革に関する覚書」(一九四五年二月

九日)、「雇傭方針に関する覚書」(一九四五年一月二八日)、「持株会社の解体に関する覚書」(一九四五年一月六日)等々を参照されたい。

(4) たとえば、宮坂富之助助教授は、その著書「商法学の立場より見た日本の近代化——経済立法を中心として」(比較法学第一巻第二号)二六頁で、「経済法(学)の領域では、近代化とは経済的被従属者の権利確保を内容とする法制度の実現を意味しよう。この立場から経済立法の批判的究明を課題とするものでなければ、実践的意味をもちえないであろう」と主張している。

(5) それは「総司令部は、組合組織の育成振興策にたいしては徹底的な反カルテル政策の建前から絶対反対の態度をとつて」(前掲商工政策史三六九頁)いたからである。たとえば、事業者団体法(昭和三年七月二十九日法律第一九一号)は、占領軍のこの強い態度をうけて、「私的独占禁止法上問題とさるべき性格のものでない行為」(峯村・正田「私的独占禁止法」コメンタール篇二三三頁)をも禁止していた。

(6) 前掲「商行政史」六五一〜二頁。

(7) 前掲「商行政史」六五二頁

(8) 臨時物資需給調整法(昭和二年一月一日法三三三号)の制定とそれにもとづく数多くの統制法と各種公団法によつて、占領権力のもとで広範な官僚統制がおこなわれた(前掲「商行政史」四八三〜五頁、五二〇〜八頁参照)。このような統制措置は「形態的には戦時国家統制とほぼ同一」(渡辺洋三前掲論文一六九頁)であるとか、「戦時統制組織はカルテルによる支配の残滓もろとも廃止されたが、それに取つて代つた配給組織はほとんど前と変らぬ外観をそなえていた」(J・B・コーヘン著、大内兵衛訳「戦時戦後の日本経済」下巻・二四三頁)とかいわれるほどの統制機構であった。

この統制措置のもとで、「生産資材が巨大企業の支配的な重要産業部門に集中的に配分され、しかも指定生産資材の割当において大企業が優位におかれたことは、中小企業の立場をいぢるしく不利なものとした」(鈴木・楯西「戦後の

日本独占資本主義と中小企業」、現代日本資本主義体系二巻所収、八七頁参照。

(9) 「傾斜生産方式」が中小企業に及ぼした影響について、国立国会図書館調査立法考査局「中小企業の問題別対策とその資料」は、「傾斜生産方式は、資材・資金およびあらゆるサービスを惜しみなく重点産業に集中するものであったから、中小企業は資材・資金に追いつめられ、ヤミ資材・ヤミ金融に走ることとなった」(一頁)と指摘し、さらに「それは必然的にコスト高、経営状態の悪化を来たし、苦境に追込むこととなった」と述べている。

(10) それは、復興金融公庫法(昭和二十一年一〇月八日法三四号)にもとづく、大企業への重点的融資であった。

(11) 金融機関資金融通準則(昭和二十二年三月一日大蔵省告示三七号)は、「融通資金は……まず最重要産業の所要資金に充当し、次にその他の緊要な資金を供給するものとし、右以外の資産の融通を最少限度に止めるよう計画的に運用しなければならぬ」(準則、第一総則四・第一項、時事通信社「経済法令集」上巻三七〇頁に拠る)と明記しているように、産業資金貸出優先順位表を定めたものである。

なお、右の準則は、「従来の取引関係の有無等にかかわらず、中小企業の育成については、特に意を用うること」(第一総則五・第二項)と一応中小企業の融資を考えていたけれども、右の準則の産業資金貸出優先順位の適用では、中小企業は最下級におかれていたようである。「中小企業の問題別対策とその資料」(前掲書)は、この点について、「中小企業の大半の業種とその所要する運転資金、設備資金は、殆んどこの準則の最下級の『乙の下』から『丙』の順位に属するものであった」(四頁)と指摘しさらに、「これによつて中小企業は金融機関から閉め出されて資金供給の源が絶たれ、極度の金融硬塞に陥ることとなった」(四頁)と述べている。なお、「金融機関資金融通準則」については、日本財政経済研究所編纂「日本金融財政史」(五四七〜五五〇頁)のくわしい紹介がある。

(12) 政府は、中小企業のこのような深刻な窮乏化に直面して、昭和二十二年二月二十五日「中小企業振興対策」(閣議決定)を、二十二年一月七日「中小企業政策要綱」を發表し中小企業対策にのりださざるをえなかつた。

かくして、二十二年七月二日中小企業庁設置法が制定され、同年八月一日中小企業庁が設置されたのである。

- (13) 小林義雄「戦後日本経済史」二〇～三四頁参照。なお、前掲「商工行政史」四八五～六頁参照。
- (14) 前掲「商工政策史」三七三頁
- (15) 山本順一、加藤誠一「中小企業の構造」（現代日本資本主義体系第二巻所収）で「一方ではドッジ・ラインのもとでの中小企業の破壊がおしすすめられながら、他方では基本的中小企業対策として中小企業協同組合法が制定されたのである。……協同組合法は、ならん中小企業者の苦境を打開することにはならず、むしろドッジ・ライン政策を強行するためのゼスチュアにほかならなかった」（一九三～四頁）と述べ、中小企業等協同組合法の意義について指摘している。さらに、上林・井上・儀我「現代企業型態論」は、中小企業等協同組合法の機能について「中小企業等協同組合法（一九四九）昭和二四年七月施行）の施行時期が、すでに、ドッジ・ライン、いわゆる統制撤廃、独占禁止法の第一次改正等が進められた一九四九——昭和二四年に当るという事実は、同法が、真に中小企業者の要求を満しうるものではなく、独占による中小企業の利用にさいして有効な制度という枠内に位置づけられたことを示している」（二七五頁）と指摘している。同旨渡辺洋三前掲論文一六八頁。
- (16) 衆議院商工委員会議録第一〇号、
- (17) わが国中小企業問題の歴史に徴しても明らかのように、「中小企業における労働はきわめて前近代的な低位な状態であり、しかも日本経済全体における困難の『しわ』がここへ寄せられ、ここに集約的に表現されているところに深刻な問題をもっている」（中小企業庁編「中小企業——現状と諸問題」一六九頁）。したがって「中小企業の経営と労働条件の向上との矛盾が互にもつれあいながら表面に出てきている」（前掲「中小企業——現状と諸問題、一七〇頁）のである。こうして、昭和二三——四年にかけてのドッジ政策に基づく不況対策のもとで、労働三法の改悪がおこなわれ（註）（（18）※参照）、労働基準法の緩和が、企てられた。ところが、通牒による労働基準法の緩和は、「連合国側の発見するところとなり、翌年には、その使用者中心の態度から、労働者の生活を考慮するという態度に改めた」（松岡三郎「条解労働基準法」、上巻一二三頁）。

この時期に、中小企業等協同組合法によつて、事業協同組合の「組合員の福利厚生に関する施設」事業（七〇条第一項第三号）現行法第九条の二第一項第三号）が加えられた。もとより、協同組合の従業員の福利厚生事業は、第七〇条第一項第一号（現行法第九条の二第一項第一号）の「その他組合員の事業に関する共同施設」によるといふ見解（泉長嘉「事業協同組合の解説」三五頁参照）にしたがえば、商工協同組合法（第一二条第一項第一号）でも、おこなえたから、第七〇条第一項第三号の「福利厚生施設事業」は文字通り組合員＝中小企業者のためのものであつた。しかし、いづれにしても、福利厚生施設に関する規定が明確に入れられたのは、注目に与いするであらう。

(18) 同じ時期に、政府は、旧労働組合法（昭和二〇年一月二二日法第五一号）を全面改正した労働組合法（昭和二四年六月一日法第一七四号）で、名目はともあれ労働組合の団体交渉力を制限し、期限のない定めめの労働協約を無効とした。政府が、一方において本文で指摘したように中小企業の組織力の強化を、他方において労働組合の弱体化を露骨にあらわすようになったが、これは、昭和二六年以降ますますはつきりしてくるようになり、「労働者はもちろん業者をも含めての中小企業防衛という体制にたいして、業者をその体制から引き離そうとする」（佐口卓「中小企業労働政策の史的展望」講座中小企業第一巻所収一六八頁）政府の分裂政策の一つの表現であつたように思われる。なお昭和二四年の労働組合法の意義については、沼田稲次郎「戦後労働政策と法的イデオロギー批判」（労働法律旬報六〇五号）二三～四頁、松岡三郎「労働法の理論と闘争」四九～五〇頁参照。

(19) 註(15)掲載の文献のほか、巽信晴「中小企業基本法案の役割」（経済評論昭和三八年四月号）が要領よくこの問題を論及している。なお、磯部喜一教授は、のちに昭和二四年以降の独禁政策の後退、カルテル助成立法の展開過程にふれ、「いかに大資本中心の資本主義国家であるにせよ、以上のアンバランスは、国民としては是認できるものではない」と政府の大企業保護と中小企業放任の差別的取扱を批判していた（「中小企業等協同組合法の改正批判」公正取引六二号、四〇頁）。

この意味で、当時の中小企業等協同組合法が、経済的弱者たる中小企業の生存権的基本権の保障を充分にはかつてい

たとはいえないであろう。

(20) 衆議院商工委員会議録一四号

(21) 衆議院商工委員会議録一四号

(22) この点については、商工委員会、本会議においても問題にされた（昭和二四年五月一三日衆議院商工委員会における川上委員と稲垣國務大臣の質疑応答Ⅱ衆議院商工委員会議録一四号参照、および衆議院会議録三四号参照）。

(23) それは、昭和三二年改正法で認められたような「中小企業の団体交渉権」、取引の相手方たる大企業の団体交渉応諾義務、国家権力の「サービス」機構等々が認められていなかつたように、不十分なものであつた。ちなみに、川上委員も、昭和二四年五月二二日衆議院本会議で、この点にふれて、「中小企業の組織化をはかるという場合何が大事なのであるか。まず第一に金融の措置を完全にする、第二番目には資材の確保を保障すること、第三番目には、組合にたいして政府が強力な、積極的な支援を行うこと、第四番目には、この組織が独占資本の圧迫にたいして自分を守るために戦える力を持つこと、この四つの条件が具わらなければ組織はだめなんだ。ところが、この法案の中には、このうちの何にも入つておらぬ」（筆者・傍点）と述べていた（衆議院会議録第三四号）。

(24) 磯部喜一教授は、のちにこの点について、中小企業協同組合の組織力の観点から、「下請工場の下請関係是正の要望は、無理からぬ問題である。この問題を、組織化の観点から、官庁はなぜ採り上げないのか。新第九条の二第一項第五号（現行第七十条第一項第五号）に規定する『団体協約の締結』に活を入れるべきである。親工場との間で団体協約を締結する限りにおいて、当該事業協同組合は労働組合の性格を帯びる。その旨を以て、労働組合法第十七条および第十八条の規定に相当する保護を与えるのは、当然というべきであろう。」と主張していた（「中小企業等協同組合法の改正批判」公正取引六二号、四〇頁）。

(25) 今村成和「私的独占禁止法の研究」五三頁以下、峯村・正田「私的独占禁止法」（コメンタール篇）一三頁以下参照。

第二節、中小企業等協同組合法の団体交渉権の生成（昭和三二年改正法）

朝鮮動乱後の景気後退と昭和二九年のデフレ政策により、中小企業は企業存立を脅かされるほど極めて厳しい状況におかれた。

中小企業は、二六年九月から二七年三月の不況過程において制定された「企業合理化促進法」、同年八月の「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」後の企業合理化政策、講和後の安保条約を背景とした「経済自立」以後のカルテル助成政策、二九年のデフレ政策、三〇年の技術革新主導による生産性向上運動の展開等々の大企業の再編、整備の強行の影響をうけて、好むと好まざるとにかかわらず、大企業の下請、系列化に組入れられるようになり、大企業に従属する以外に生存する方途を閉ざされるにいたつた⁽¹⁾。そして、大企業に従属して「生存」を保障された中小企業は、昭和三二年度の経済白書が問題としたような大企業の支配、従属という日本経済のいわゆる「二重構造」の底辺部分に定着することを余儀なくされたのである⁽²⁾。

大企業は、この支配的地位を背景に、中小企業を景気変動のクッションとして、以前よりもはるかに露骨に利用するようになった。しかも、大企業は、昭和三二年の経済白書が問題にした「二重構造」の論争以前においてすら、昭和二七年一二月の「下請中小企業に対する支払促進の決議」（次官会議、全銀連）にみられるような苛酷なしわよせを、また買いたたきによる単価の引下げを中小企業に強制していた⁽³⁾。このような大企業の優越的地位から生ずる諸々の弊害は今日ではそれが社会問題化するほど、恒常的なものとなつてきている⁽⁴⁾。

もちろん、中小企業は、この経済的苦境をのりきるために、大企業の圧迫に抵抗し、自己の経済的地位の改善、向上を目的とする団体を結成する動きを示した。そして、中小企業は、大企業を中心とする政策およびそれを可能にする法律にたいして、はつきりと反対の姿勢を表現するようになった⁽⁵⁾。

このような政治的、経済的、社会的背景のもとで、昭和三二年に「中小企業団体の組織に関する法律」（以下で中小企業団体法と略称する）が制定され、かつこの法律とバランスを保つために、中小企業等協同組合法が改正されたのである。

中小企業等協同組合法の改正法は、中小企業の団体交渉権および大企業の団体交渉応諾義務を認め、さらに団体交渉、団体協約の締結を円滑にするために「調停」「あつせん」の規定を設けている。これは、同時に制定された中小企業団体法の考え方が、中小企業等協同組合法の中にもちこまれたものと考えられる⁽⁶⁾。

したがって、中小企業等協同組合法の改正に対する論争は、「カルテル助成」立法たる性格をもつ中小企業団体法案にたいする論争に比べ、その陰に隠れてほとんどおこなわれなかつた⁽⁷⁾。そこで、本稿では、中小企業団体法案の「団体交渉」をめぐる論争⁽⁸⁾を参照しながら、本テーマの範囲を超えない程度で、中小企業の団体交渉にたいする各界の考え方について若干述べておこう。

前にも指摘したように、中小企業は、産業構造上、一方において大企業の支配従属下におかれ、他方においては労働者、経済的弱者たる消費者を支配する地位にある。そこで、中小企業が団体交渉権をもつということについては、中小企業がもつ二面性を反映して、各界で論議がたたかわされた。

まず、中小企業を支配する大企業側の意見をみてみよう。大企業の代弁者である経団連は、「中小企業が団体交渉権をもつことは、大企業に対し商取引の応諾を義務づけることにもなり好ましくない」と反対している⁽⁹⁾。関西経済連合会の当時の常任理事であつた工藤友恵氏は、その反対理由を詳しく次のように主張している。「組合の統制と団体交渉によりかかる相互依存関係を遮断するのみならず、わが国産業の複雑な生産、流通機構のそれぞれの段階毎に組合による利己的な統制行為が行われ、非組合員をも強制的に服従させるから、国内消費者の利益を侵害するはも

ちろん、わが国産業の国際競争力を減殺してしまう」と述べ、さらに「団体交渉は、相手方の対抗カルテルを喚び、組合員を不当に拘束する惧れがある」と指摘している⁽¹⁰⁾。日本百貨店協会の反対意見も、その骨子においては、同様であつた⁽¹¹⁾。

資本主義経済の支配、従属関係の底辺におかれている消費者、労働者は、中小企業の経済的地位の向上を目的とする団体交渉については、かなり好意的にみている⁽¹²⁾が、現実の力関係に注目して「この法案は、中小企業の前進に
ならないばかりでなく、かえつて私的独占禁止法を骨抜きにしようとする独占的な大企業に利用され、一方、消費者や労働者、零細な業者がそのしわ寄せに苦しむ恐れがある」と心配している⁽¹³⁾。また、本課題の主人公である中小企業者は、団体交渉の意義を強調していることは言うまでもないことであるが、官僚統制の強化には反対している⁽¹⁴⁾。

公正取引委員会は、団体交渉の問題点について次のように述べている。「中小企業者が団結して大企業に対し、より有利な取引条件を確保しようとする団体協約については、既に中小企業等協同組合法においても認められているのであつて、公正取引委員会としてもかかる考え方の必要性を認めることにやぶさかではないが、中小企業者は本来、労働者ほど強い利害関係の一致もなく、むしろ、対立する場合が多い。また大企業と中小企業との取引事情、資金関係、系列関係等を考えると、中小企業が団体交渉によつて大企業に対し、より有利な取引条件を認めさせることは、事実上困難であると思われる。さらに、これが実効を期しうるような場合があるとしても、その場合には、大企業の対抗カルテルを陰に誘発し、かえつて逆の結果を招来する恐れも考えられる」と述べている⁽¹⁵⁾。では、われわれは、昭和三二年に改正法で認められた団体交渉権等をどのように把握するのが妥当だろうか。われわれは、この制度が戦後の資本主義経済の発展過程で、一方において大企業を中心とする産業保護政策、他方において経済的弱者にたいする放任政策という政府の差別的取扱ひのもとで、必然的に窮乏化を余儀なくされてきた中小企業者を保護し

ようとしていたことについては否定しない。しかも、この中小企業保護政策は、系列化等の産業再編成をすすめる大企業の意思、利益に反しない程度におこなわれることも看過できないであろう。その上、安保、MSA体制の下で、独禁法の緩和とカルテル助成立法の制定のさなか、しかも経済的弱者たる中小企業者の運動が必ずしも熟していない段階で「上から」中小企業団体法が制定され、それに附随して中小企業等協同組合法が改正されたことについては、充分な検討を試みる必要があるように思われる。すなわち、独禁法緩和の方向をたどる中で、中小企業の団結権を認めることは、中小企業の経済的地位の改善、向上という本来の意義を全うできないばかりか、消費者を圧迫する恐れさえ生ずるからである⁽¹⁶⁾。しかもこのような状況では、大企業が中小企業を「一括支配」するようになる。

こうして、独禁法緩和をめぐる支配体制と労働者、消費者を中心とする経済的弱者との対立が顕著となり、さらに中小企業をも含めた統一的な反対運動が展開するにいたるのである⁽¹⁷⁾。

註(一)この点については、多くの研究者から指摘されている。たとえば、酒井安隆「企業系列と産業構造」一六七頁、宮田・藤

田編「日本経済政策の展開」所収の各論文(とりわけ、黒松蔵「中小企業の系列化」一三八頁参照)。藤田敬三「日本産業構造と中小企業」二〇五頁、岩尾裕純「中小企業の近代化」二二二頁参照。

また、他方において、この大企業の再編、整備の過程で、中小企業経営者と労働者にたいする政府の「分裂政策」は、一層強化された。そこで政府は中小企業労働者にどういう政策を採つたのかについて、昭和二五年頃から昭和三四年の最低賃金法制定までの概観を便宜上ここで述べておこう。

昭和二七年七月三十一日に労働基準法が一部改正(一)、満一六才以上満一八才未満のものについては技能養成を目的とする抗内労働を認める。(二)、女子の時間外労働の制限および深夜業禁止に修正を加える。というもの)され、次いで昭和二九年六月一九日に労働基準法施行規則の一部が改正されたのである。その内容は(一)時間外、休日の労働の協定および有効期間の制限規定の削除(二六条)、(二)九時間労働の特例を一〇人未満から三〇人未満の事業所にまで拡大する

(二七条)ものであつて、それは「労働強化」を認める改悪であつた。それは、佐口卓教授が指摘されているように、「独占資本のもとに従属化せしめようとする企業によるもので、あたかも中小企業そのものを保護するかのごときかたじけなげの改悪がすめられ」(前掲書一七一頁)たものである。しかも、それは、労働基準行政のルーズな取り扱ひとからみあいながら、中小企業経営者と労働者の統一運動を阻止する役割を果たしたように思われる。

さらに、政府は、昭和三〇年に労働基準法の改正の必要性について検討するために、臨時労働基準法調査会を設置した。この答申が昭和三二年五月二五日にだされ、それは「中小企業等においても法の定める最低労働条件をできるかぎり近い将来において遵守せしめ得るよう積極的に努力するとともに、法の施行に伴つて摩擦を生ずる諸細目については、労使を含めた専門的機関の検討にもついで要すれば施行規則その他運用面において所要の改善をするのが適當であらう」と述べている。さらに、それは、いわゆる中山答申案として「改正はしないが守らなくてもよい」という意味深長な結果をしめした(佐口前掲書一七四頁)。

こうして、わが国の「中小企業は、巨大資本の下請関係に入り、或いは系列下に入ることを余儀なくされ、巨大資本が中小企業から安くたき買ひすることに協力するかの如く、施行規則によつて中小企業には例外を設け、労働者を安く使う道を開き、また、労働基準監督機構の運営によつて、ルーズな取扱い方をされてきた」(松岡三郎「労働三法」講座中小企業第四卷一八一頁)ことを看過できない。

こういう政策のもとでは、中小企業労働者の労働条件の悪化による「自然発生」的なストライキが増加し、中小企業経営者と労働者の対立、抗争は激烈化していつた。このようにみえてくるならば、資本攻勢を背景とする労務政策は、中小企業経営者と労働者とを分裂させ、その「中小企業防衛」を目的とする統一運動を阻止する役割を果していたように思われる。

また中小企業労働者の組織化が広汎にすすめられた時期に、政府は昭和三四年に最低賃金法と中小企業退職金共済法を制定した。これらは、当時の経済的・社会的背景に鑑みて、「中小企業労働者を保護するかたちをとつて、そこにお

いて技術的強化」(佐口前掲書一七五頁)をはかり中小企業を最大限に利用するという大企業の要請に答えようとしたものであった。

かくして、中小企業労働者のいわゆる「保護立法」の意義・役割については、十分な検討を試みる必要があるように思われる。この点については、別の機会に詳細な検討を試みることにする。

(2) 昭和三三年度の経済白書が「二重構造」の問題をとりあげたが、このように官庁側においてすら、大企業の中小企業の支配、そしてそれにもなる弊害の是正を顧慮せざるをえなかつたほど、中小企業問題は深刻化してきた。

(3) 巽信晴「中小企業基本法案の役割」(経済評論昭和三八年四月号)一六六頁

(4) 前掲「商工政策史」三八七頁

(5) たとえば、昭和二七年八月に日本中小企業連盟、日本商工会議所が、支払遅延等の大企業の横暴な態度に抵抗して、経団連を脱退し「日本中小企業団体連盟」を結成した。

さらに、日中・日ソ貿易促進運動、国産愛用運動、事業税撤廃運動、下請代金支払促進運動、小売商による百貨店法制定運動などが、展開された。中小企業の運動については、加藤誠二「中小企業家の組合制度と任意団体」(講座中小企業第二巻所収)二九六～三〇二頁、岩尾裕純「中小企業の近代化」二二六～三三四頁、三瀬信邦「中小企業者と労働者」(現代資本主義体系第二巻)二二六～二四九頁、最近のものでは日本中小企業連盟「中政連運動十年史」、需細企業の危機と活路を特集した「月刊、経済」(一九六六年七月号)所収の論文を参照されたい。

(6) 上柳克郎「協同組合法」四三頁

(7) 衆議院議事録、参議院議事録参照

(8) 中小企業団体法の制定過程については、竹林庄太郎編「中小企業組織論」のくわしい研究がある。

(9) 竹林前掲書五八頁、

(10) 工藤友恵「中小企業団体法案について」(公正取引八一号)一〇頁

(11) 「日本百貨店協会の中小企業団体系案に対する意見」(公正取引八一号)三二―三頁。「日本百貨店協会の意見」(前掲「中小企業の問題別対策とその資料」七二―四頁)。

(12) たとえば、全国繊維産業労働組合同盟法政部長間宮直一郎氏は、昭和三二年四月二四日衆議院商工委員会主催の公聴会で「商工組合の組合交渉を法文に盛り込んだのはよい」(竹林前掲書五五頁参照)と発言していた。

(13) 大阪地評中江組織部長の発言(竹林前掲書五九―六〇頁参照)。

(14) 中小企業団体系案が、官僚統制を背景に「戦後はじめての(おそらくは戦後世界はじめての)強制加入命令を伴なうカルテル」(渡辺洋三前掲論文一八六頁)を認め、さらに大企業の加入を認めるかの規定を設けていたから、中小企業においても同法案に反対する企業があつた。しかし、この反対が、中小企業等協同組合法案に典型的にみられる「団体交渉権」と国家机关の「サービス」にたいして向けられていたかどうかについては、必ずしも明確ではない。

(15) 公正取引委員会「中小企業の組織立法の問題点について」(昭和三一年二月六日)。なお、政府と公正取引委員会との間に意見の不一致がみられたことは、公正取引委員会委員長横田正俊氏の昭和三二年四月五日衆議院本会議での発言でもうかがえる(衆議院会議録第二九号)。

(16) 伊東啓吉「組織強化への警告」(エコノミスト昭和三一年一〇月二七日号)。

(17) 富山康吉「経済法の諸問題」(新法学講座「安保体制と法」所収)一五九頁。

第三節、最近の動向

昭和三五年の新安保条約につづいて「開放経済体制」と「高度成長政策」がおしすすめられた結果、昭和三二年の経済白書で明らかにされた経済の「二重構造」は、ますます顕著になり、中小企業はこの二重構造の底辺に定着するにいたるのである。「高度成長政策」がすすめられ、過剰生産が表面化し、それについて金融の引締めが実施されると倒産は急速にふえていった。そして、「高度成長政策」が緩和されても、なお、倒産の増加はやまなかつた⁽¹⁾。

こうした経済的状况、および「開放経済体制」への本格的な移行に伴う内外市場での競争がいつそう激化してきた過程で、政府の中小企業にたいする戦略的な施策が、つぎつぎと打ち出され、中小企業の「自主的努力」が強制された。そして、個々の具体的施策を一つ一つ積み重ねるなかで、従来の中小企業を保護温存する政策を排除し、巨大企業が期待するもつとも効率的な中小企業構造の形成をめざす方向へと重点がうつされていく⁽²⁾。

また、この過程で、巨大企業は、優秀中小企業を下請、系列化にくみ入れ、国家権力の援助のもとで下請、系列化のレベルアップを行い、これらの企業の規模拡大にともなう「規模自体から生ずる利益⁽³⁾」を吸収しようというねらいを明らかにしていった。そして、巨大企業は、これら下請、系列企業を支配、統制する手段として、元来「中小企業の経済的地位の改善、向上」を目的としていた「団体交渉」「団体協約」を利用する構えをみせてきた⁽⁴⁾。

また、政府は、巨大企業が期待するもつとも効率的な中小企業構造の形成をめざす方向へ重点を移していく政策をいままでよりはるかに強力におしすすめるために、協同組合法の改正を考慮するようになった。

通産省、中小企業庁は、産業構造高度化政策の一つとして、中小企業の体質改善を促す方針のようである。通産省は「労働需給はいまの相対的な不足から数年後に絶対的な不足へと変化することが予想されているので、こうした事態に中小企業が対処していくには零細規模者を中心とする乱立状態を解消し、協業化や合併などで企業規模を大きくして生産性をあげていくほかはない」としている。さらに、「通産省は、このような観点から「中小企業政策の重点を協業化、合併の促進に置いていく方針で、出資金の大小にかかわらず議決権を平等にしているため弾力性を欠いているいまの中小企業等協同組合法の制度上の欠陥を改め、議決権を出資比率に応じて行使できる『協業組合』制度を四十二年度から発足する考え」を明らかにした⁽⁵⁾。

このような通産省の政策のもとでボスの中小企業の発言が増加し⁽⁶⁾、中小企業等協同組合法の団体交渉・団体協

約制度は、その本来の意義を失ない、ますます巨大企業たる親事業者による下請事業者の支配・統制を確保するための手段として利用されていくように思われる。また、中小企業の自主的な組織が成長しないかぎり、巨大企業の中小企業にたいする支配体制は、ますます鞏固になつていくであらう。

註(1) たとえば、岩尾裕純「資本主義の全般的危機と中小企業問題」(季刊経済一九六五年六月号)九頁。

(2) たとえば、渡辺睦「中小企業近代化政策への一批判」(季刊経済一九六五年六月号)一八頁。

(3) 「規模自体から生ずる利益」については、高橋毅夫「規模経済と独禁法」(公正取引一九一号)参照。

(4) 第三章参照。

(5) 日本経済新聞昭和四一年八月三日朝刊。

(6) このような意見は、中小企業団体法案の反対意見の中にもみられた(竹林庄太郎編「中小企業組織論」六五頁参照)。

第二章 中小企業の団結権の法律上の地位

第一節、民法における中小企業の問題

第一章では、中小企業の基本的な権利ともいえる中小企業等協同組合法上の団体交渉権・団体協約締結権の生成の背景と最近の動向について考察したが、本章では、これらの諸権利の意義を明らかにするために、広く中小企業組織権(広義の団結権)の法律上の地位について考察する。

産業構造上大企業の支配従属下におかれているとはいつても、中小企業は、わが国の資本主義経済のもとで重要な役割をになう「企業」である(1)。それ故に、国家は中小企業にたいして、法律上「自由な企業活動」を保障し、労働運動にみられるような苛酷な弾圧を加えなかつた(2)。

こうして、中小企業は、私有財産権の保障、法律行為自由の原則、過失責任の原則という市民法の基本原理の体系

下におかれ、中小企業組織化は、中小企業保護立法の特別立法によるまでもなく、民商法の全面的な適用によつて、可能であつた。

具体的にいえば、中小企業等協同組合法の団体交渉権・団体協約締結権が特別法によつて承認されない場合でも、中小企業は民法上の組合「契約」⁽³⁾（同法第六六七条）を利用することによつて、市民法上その経済的地位の改善、向上をはかることができたように思われる。民法第六六七条は「組合契約ハ各当事者が出資ヲ為シテ共同事業ヲ営ムコトヲ約スルに因リテ其効力ヲ生ス」と規定し、各当事者が「共通の利害関係を有する」共同事業を営むことを保障していた。しかも民法上の組合「契約」による「事業」の種類には法律上の制限がなく、要するに、各組合員が事業の成果にたいして利害関係を有すれば足りるのである⁽⁴⁾。このようにみてるならば、多数の中小企業が経済的地位の向上をはかるために組合「契約」を締結し、その組織力を背景に「取引の相手方たる大企業」と交渉することが、権利として保障されていると解釈できるであろう⁽⁵⁾。もとより、民法上の組合「契約」によつて認められる「共同事業権」は、中小企業等協同組合法におけるそれと異なり、自由権たる性質を有する権利である⁽⁶⁾。

しかも民法上の組合「契約」は、法主体を抽象的に把握し、具体的事情を捨象しているから、組合「契約」に特別の保護を付与しているわけではない⁽⁷⁾。したがつて、組合契約が「契約」参加者に契約の履行を要求できても、それ以外の第三者に対してはあくまでもその「意思」に依存し強制力はないわけである。このように、民法上の組合「契約」が中小企業の自主的な「経済的地位の向上」にむけた行為を認めていても、それは抽象的且つ権利の「仮称」にすぎなかつた。

すなわち、民法上の組合「契約」が中小企業の「経済的地位の改善、向上」に効果的な手段となりうるかどうかは、契約当事者の組織力に依存していたのである。

市民法上、自由と平等の原理によつて「利潤」の追求が実現できる仕組みになつていても、現実の機能は、いわゆる「持てる者」に、より強い保障を与えてるように思われる。現に中小企業は、資本金と組織力を欠如しているから、市民法上の諸権利が中小企業の権利保障にどれほどプラスとなりうるかは疑問である。

こうして、民法上の組合「契約」は、中小企業と大企業との対等な取引による中小企業の経済的地位の向上にたいして、極めて微弱な役割しかはたさないのである。

註(1) 伊藤・加藤・北田「中小企業の本質」(講座中小企業第一巻)二四三頁、前掲「商工政策史」三九七頁、四〇三頁参照。

(2) 国家は、少なくとも中小企業にたいしては労働運動にみられた「警察権力」の発動、刑事責任および民事責任を加えなかつた。もちろん、国家の中小企業にたいする「転廃業」政策は、中小企業の「生存権」を奪うものであつたことについては、看過できないであろう。ちなみに、公正取引委員会事務局調査部「綿紡績業における事業者団体の過去及び現在」(昭和二六年五月)は、昭和一八年一月九日の官民懇談会による「紡績企業整備問題、第三次再編成案」について、「この案が発表せられるや……当然合併整理を予想される中小紡績会社は激しく反対した。けだし彼等にとつてこの案をうけいれることは、自社の廃滅を意味したからである(筆者傍点)」(六四頁)と述べている。

(3) 組合契約の性質については争いがある。すなわち、民法上の組合は、当事者間において、契約的性質を有すると同時に組合そのものは一個の独立性のある団体として存在するから、契約と解すべきか、それとも団体性を尊重して合同行為と解すべきかである。本稿では、組合の性質を論ずることを目的としていないから、この点に関する議論を取扱わない。

(4) たとえば、我妻栄・有泉享「債権法」(コメンタール編)四六一〜二頁参照

(5) 民法上の組合「契約」による共同行為が、旧事業者団体法(昭和三年七月二九日法第一九一号制定、昭和二八年九月一日法二五九号により廃止)または私的独占禁止法上どのように取扱われるかは、別問題である。

(6) 民法は一般私人相互間の生活関係を規整する一般法であるから、その指導原理は自由と平等であつた。そこで、民法で保障される権利は、自由と平等によつて規整される「自由権」であつた。したがつて民法上の組合「契約」は抽象的な「人格」に等しく認められる権利であることはいうまでもない。

これに反して、中小企業等協同組合法は、独占資本主義段階において窮乏化をよぎなくされた経済的弱者たる中小企業を具体的に認識して、それを特に保護するために制定されたのである。故に、そこに認められた中小企業の団結権を中核とする諸権利は、経済的弱者の「生存権」を前提とする基本的権利であり、いわば「社会権」に属する権利であるといえよう。したがつて、国家は、経済的弱者たる中小企業の「生存権」を確保するために私人生活関係に関与していくわけである。このように、中小企業の団結権を「生活権」または「生存権」確保のための権利として理解する見解として、正田助教授の一連の労作がある(たとえば、「独占禁止法秩序と中小企業」公正取引八一号、四頁参照、なお序章註(5)掲載の文献参照)。

この意味で村橋時郎教授が、「これら組合の組合員はすべて中小事業者か消費者であり、いわゆる経済的弱者、すなわち、勢力的に劣勢者として把握し、かかる観点的視野が各協同組合法中に陰に陽に考慮展開せられた立法である意味で社会的性格を有する」(協同組合法一〇四頁)と理解されながらも、民法上の組合「契約」と協同組合法上の組合と比較して「協同組合類似の組織を定めるときは、その実質ほとんど変わらない」(前掲書一九七頁)とされ、法人格の有無がその差異だといわれているのは、不充分のように思われる。もし、村橋教授がいわれるように、協同組合法が社会的性格を有する立法であるならば、協同組合法と市民法上の組合「契約」とはつきり区別されるべきだからである。

(7) 片岡昇「社会法の展開と現代法」(講座現代法第一巻)一五七頁で、民法一般について同様のことを指摘している。

第二節、中小企業等協同組合法における中小企業の問題

資本主義経済体制では、各人に利潤の追求を法的に承認する。法律上は、中小企業にもまた「大企業」と同じく利

潤追求の「可能性」が承認されていた。しかしながら、この財産の取引の自由を基本理念とする法制度のもとでは、少数の大企業への資本集中が行われ、大企業の支配力が政治・経済の面にあらわれるような独占資本主義段階に到ると、「持てる者」は支配の自由を保障され、「持たざる者」(労働者・農民は常に経済的弱者であるが、中小企業は大企業との関係で問題とされる相対的な経済的弱者である)は、大企業への従属の自由しか保障されていない。このような市民法の虚偽性と罪悪性とは顕著になり、国民各階層間の対立抗争が激烈化してくると、国家は、資本主義体制を維持するために、市民法の虚偽性と罪悪性とは隠蔽し、経済的弱者の地位を具体的に認識して、その保護立法を制定せざるをえないようになる⁽²⁾。

この経済的弱者の「保護立法」の典型的事例が——中小企業についていうならば——中小企業等協同組合法なのである。国家は、資本主義体制を維持するために、中小企業の組織力の「弱さ」を補う手段としてこの法を制定し、一定の要件のもとで、市民法ではみられないような国家の経済生活への関与、すなわち大企業と中小企業との取引関係に関与してゆかざるを得ないのである⁽³⁾。

中小企業等協同組合法は、「公正な経済活動の機会を確保」し、経済的弱者の「自主的活動」による「経済的地位の向上」を目的としている(第一条)が、その目的を維持するために、経済的弱者の組織化を積極的に認め各種の共同事業(第九条の二第一項)を認めている。それ故、このような目的をもつこの法は、経済的弱者たる中小企業・消費者の生存権的基本権の保護を基本理念とする経済法の領域に属する立法だと考えられよう⁽³⁾。しかし、同法が産業構造上大企業の支配従属下におかれている経済的弱者の保護を目的としているかぎり、大企業との関係で経済的弱者におかれているものが、他方において支配的地位にたつ場合には、その限りでは同法による保護はうけない。従つて、経済学の分野で明らかにされた中小企業の産業構造上の二面的な性格が法律に作用し、その結果、中小企業の生

存権的基本権は、大企業との支配従属関係の側面で問題とされる相対的権利となり、労働者または消費者（主として労働者、農民）の生存権とは異なるものと考えられる⁽⁴⁾。

では、大企業との支配従属関係で問題とされる中小企業の生存権的基本権は、法律上どのように具体化されているだろうか。

中小企業等協同組合法は、大企業の支配従属関係におかれている中小企業の生存権的基本権を保障するために、団体協約締結権⁽⁵⁾（第九条の二第一項第五号）、および、組合員にたいする団体協約の自動直律的効力⁽⁶⁾（同条第七項・第八項）、団体交渉権⁽⁷⁾（同条第五項）を認め、国家権力のサービスとして「あつせん」「調停」制度⁽⁸⁾（第九条の二の二）を確立した。

しかしながら、政府側の見解によれば、団体交渉の相手方に誠意をもつて交渉に応諾する義務が課せられているが、それ以外、相手方は何らの法的義務を課せられていないし、また勧告に應ずるかどうかも自由であるとされている。しかも団体交渉は、労働組合法上の団体交渉と異なり実力行使をとまえない交渉であるとされている⁽⁹⁾。そこで、この団体交渉制度の実益が問題となる。

「あつせん」または「調停」には、罰則等の強制力がない⁽¹⁰⁾。しかし法が「行政庁は……調停を行う場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる」（第九条の二の二第三項）と明記していることは、注目に値する。調停案の公表の目的は、世論の力によつて中小企業の生存権的基本権を保障することにある⁽¹¹⁾。公表によつて、中小企業の生存権的基本権を保障できらるかどうかは、一に、中小企業・消費者等の経済的弱者の組織力にかかっている。中小企業の生存権的基本権の保障は、経済的弱者の組織力によつて担保されないかぎり、調停案の公表がどの程度プラスになるか疑問である。

次に、団体協約締結権、団体交渉権の主体が中小企業等協同組合法では「事業協同組合」または「事業協同小組合」と限定されているが、それ以外の中小企業者の団体には、団体協約締結権・団体交渉権が認められないかという問題である。

中小企業の団体協約締結権・団体交渉権は産業構造上大企業の支配従属関係にある中小企業の生存権的基本権の具体的表現であるから、大企業の支配従属下にある中小企業の団体が経済的弱者の経済的地位の改善を目的とするかぎり、たとえ中小企業等協同組合法上の事業協同組合または事業協同小組合ではなくても、第九条の二第一項第五号、同条第七項・第八項、同条第五項を準用するのが妥当のように思われる。

もとより、同法第九条の二の二の「あつせん」または「調停」制度は、国家機関が特に認めたサービスであるから、事業協同組合・事業協同小組合以外の中小企業の団体は、その制度を利用できないであろう。

このようにみてくるならば、現行中小企業等協同組合法が、中小企業の産業構造上の地位を具体的に認識して、中小企業の生存を確保するために、団結権・団体交渉権・団体協約締結権等々を認めていることについては、否定できないであろう。しかし、中小企業の現状に鑑みて、この法律は、中小企業が取引の相手方たる大企業にたいして「生存権的基本権」を確実に行使できるような、法機構を十分に整備していないように思われる。

そこで、立法論としては、(一)取引の相手方たる大企業の団体交渉応諾義務の強化、(二)大企業が団体交渉を理由に中小企業にたいして不利益な取扱をした場合の救済機構の確立、(三)団体協約の効力の強化(たとえば団体協約に一般的拘束力を認めること)、(四)仲裁機構の確立、等々を顧慮すべきであろう。

註(一) たとえば、片岡昇前掲書一五八頁参照

(二) いうまでもなく、この国家の経済生活の関与は、古典的市民法がもたらす弊害の是正という限度でのみおこなわれる。

(3) 正田助教は、経済法自体を独占に対する非独占的従属者の生存権確保のための法として理解されている(『経済法』三七頁以下参照)

(4) ちなみに伊東勇夫教授はその著書「現代日本協同組合論」の中で「独占段階の協同組合は、二つの面からその機能を考へることができる。一つは独占下における経済的弱小者の主体的自衛組織としての機能であり、いま一つは社会的総生産における協同組合の客体的な機能である。前者は資本主義の否定者、抵抗者としての面であり、後者は資本主義の肯定的・代行者としての面である。矛盾するこの二つの側面の統合体として協同組合は現実存在していると考えられる」(一二七頁)と指摘され、労働組合との差異について「それが小資本にしろ『資本』所有者の結合体であることが、かの『労働力』の所有者にすぎない労働者の結合体である労働組合と大きな相違をもつ点といわなければならない」(一二九頁)と主張されている。

(5) 団体協約制度は経済的弱者たる中小企業の組織力によつて、第一に取引上の不利益を除去して経済的地位の向上をはかること、第二に組合員の競争力を補強し公正な取引条件を確保するために認められた。したがつて、団体協約は、組合員の経済的地位の改善という目的を逸脱しないかぎり、どのような相手方との間のどのような内容のものであつてもよい(上柳克郎「協同組合法」四三頁、磯部喜一「中小企業等協同組合法」三二四―五頁、稲川宮雄「最新中小企業等協同組合法の解説」二七二頁、中小企業庁編著「改正中小企業等協同組合法逐条解説」二〇〇頁、村橋時郎「協同組合法の研究」二九八頁等々参照)

手続については第九条の二第四項、第九条の二第五項を参照。

(6) 団体協約を締結すると、その効果は、組合構成員たる組合員全員にたいして直接および(九条の二第七項)。したがつて、そのうちの相手方と組合員との取引関係は、この協約によつて定められた基準にしたがわなければならない。もしこの基準を下まわる契約を締結したときは、その基準に違反する部分は無効とされ、当然に基準にしたがつてしたものとなされる(九条の二第八項)。また、組合員の締結する契約に定めがない部分についても、団体協約に定める基準

によつて契約したものとみなすべきである（上柳前掲書四三頁）。しかし、この団体協約には、労組法におけるような一般的拘束力は認められていない。しかし、立法論としては、中小企業等協同組合法の団体協約にも、一般的拘束力を認めるべきであろう（同旨、米米速水「農業協同組合法上の団体協約」農業法研究創刊号、九九頁）。

なお、団体協約の法的効果が協同組合の構成員であることによつて当然にその構成員の取引契約について発生するかどうかについては争いがある。村橋前掲書は当然には及ばない（二九〇頁）としているが、団体協約締結権は、経済的弱者の生存を担保する生存権の具体的表現であるから、その団体協約が構成員の基本的人権をおかさないうぎり、労働協約と同様に構成員であることによつて当然その構成員の取引条件について発生すると解するのが妥当である。

(7) 事業協同組合には団交交渉をおこなう団体交渉権が認められている。しかも、団交交渉の相手方に団体交渉応諾義務が課せられている。すなわち、事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会と取引関係がある事業者は、その取引条件について、事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会の代表者が、政令の定めるところにより団体協約を締結するため交渉したい旨を申し出たときは、誠意をもつてその交渉に応ずるものとする（九条の二第五項）。もとより、この団体交渉権は、経済的弱者たる中小企業の経済的地位の向上をはかるための権利であるから、自己の優越的地位を背景とする相手方を支配するための団体交渉権の行使は正当でない（この意味で、法第九条の二第五項は交渉の相手方から、小規模事業者を除外している）。

また、団体交渉の相手方に誠意をもつて交渉に応諾する義務が課せられているが、それ以外、相手方は何らの義務が課せられていないから、事業協同組合に組織力が欠如している場合には、第九条の二の二に規定せられている「あつせん」または「調停」制度を利用するほか採る手段はない。また、大企業が、団交を理由に中小企業にたいして不利益な取扱をした場合には、組織力でそれを排除するほか採る方法はない。したがつて、中政連が主張している「中小企業の代表者となつて交渉した理由によつて不利益な取扱いを受けないようにする」（中政連「中小企業団体法（仮称）要綱」

昭和三二年八月、前掲「中小企業の問題別対策とその資料」二六〇頁に拠る（保障機構（たとえば労組法上の不当労働行為制度参照）が、必要であろう。

(8) また、団体協約の締結を促進するために、「あつせん」および「調停」制度が設けられている。団体交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉ができないとき、又は団体協約の内容につき協議が調わないときは、一行政庁に対し、そのあつせん又は調停を申請することができる。

(9) 「中小企業団体法案の問題点——いわゆる政府側の見解」（公正取引八一号）三〇頁参照。なお、中小企業振興審議会における「組織法」の審議過程で、中小企業の要求が容れられなかつた場合、労働者のストライキのような対抗手段がないのではないかという発言に対し、業種によつてはボイコットののような手段があるという趣旨の発言があつたようである（前掲「中小企業の問題別対策とその資料」五八頁参照）。現実の中小企業の「組織力」の弱体に鑑みてその発言は興味がある。

(10) 渡辺睦「中小企業近代化と下請の再編成」（経済評論一九六四年四月）では中小企業団体法の中小企業調停審議会（中小企業協同組合法のそれと同一）の機能にふれ、同様の趣旨を述べている（一九頁）。

(11) ちなみに、中小企業庁組織課長泉長嘉氏は、「この公表は、世論のチカラをかりて紛争の円満解決をはかろうとする趣旨による」（事業協同組合の解説四七頁）と解釈している。

第三章 中小企業の団体交渉および団体協約の役割

中小企業等協同組合法の団体交渉権、団体協約締結権は、大企業の支配従属下にある中小企業の地位を具体的に認識して、中小企業の組織力を背景に、中小企業の経済的地位の改善、向上を目的とした生存権的基本権である。したがつて、中小企業等協同組合法における団体交渉・団体協約制度が、理念上、大企業の中小企業にたいする支配・統制を確保するための手段となりえないこと、また中小企業の消費者を支配するための道具ではないことについては、

明らかである(1)。

では、このような意義をもつ団体交渉・団体協約制度は、現実にどのような機能を果しているか。これが本章の課題である。

もともとわが国の商取引界では、公正取引委員会が明らかにしているように、慣行として契約「書」をとりかわすことが確立されていたわけではない(2)。このような権利意識の欠如は、中小企業の自主性の欠如と相互関係にあり、中小企業の近代化をおくらせた主要な要因でもあつた。

したがつて中小企業等協同組合法の団体交渉・団体協約は、大企業との取引条件の改善・向上をはかるために極めて重要な制度である(3)が、現実ではあまり利用されていないようである。昭和三九年度中小企業白書によれば、調査に応じた事業協同組合のうち、昭和三六年三月で八・三%、昭和三八年三月では八・五%しか団体協約を締結しているにすぎなかつた(4)。もちろん、実際に団体協約を締結している場合においても、大企業と対等の立場で「取引条件」について交渉し、その結果、中小企業の経済的地位の改善・向上に役立つたか否かについては、詳細に検討しなければならない。

巨大企業の代弁者が、昭和三二年中小企業団体系案・中小企業等協同組合法の改正案の審議のさい、団体交渉制度を認めることに反対していたことをみれば、それ以前の団体協約制度は、むしろ大企業に、支配統制の確保という点から、利用されていたのではあるまいか(5)。しかも、中小企業の自主性が欠如しているような場合には、巨大資本の経営保持のため、事業協同組合が「総ぐるみ」となつて利用されるわけである(6)。

昭和二七年、繊維産業においてとり入れられた、下請・系列化は、その後他の産業にまで拡がり(7)、それが恒常化されると、系列と事業協同組合の組織化との関係をどうするかが問題となつてくる。大企業の系列化の進展

・それによる中小企業の組織的な編成がえは、大企業側の立場から、大企業を頂点とする中小企業の「縦」の組織化であるのにたいし、中小企業等協同組合法による事業協同組合は、理念的には、中小企業が主体となる中小企業の「横」の組織化である。それ故、中小企業の自主的な組織化が強力にすすめられると、大企業のいままでの支配・従属関係による収奪が困難になるわけである⁽⁸⁾。

一方、下請・系列化による中小企業の階層分化がすすめられている中で、ここ数年間に下請企業による協同組合の結成が顕著になつてきた。このことは、下請取引条件が厳しくなるにつれて、これに対し、局面を打開する手段の一つとして、協同組合を評価していることを物語っている⁽⁹⁾。下請企業は、近時の下請取引条件の悪化を少しでも改善するために、自主的に下請協同組合を結成し、その組織力を背景に、団体交渉・団体協約制度を活用しようとするようになつてきた⁽¹⁰⁾。

他方、大企業は、貿易自由化が進められてくると、競争力を強化するために、優秀な中小企業を傘下に組み入れ、これを一括支配しようとする⁽¹¹⁾。ここで、大企業と中小企業は、それぞれの立場から、団体交渉・団体協約制度を利用しようとする。

中小企業等協同組合法の団体交渉、団体協約制度が、現実に「中小企業の経済的地位」の向上という機能をはたすか、それとも大企業の支配・統制を確保するための機能を営むかは、まさに中小企業の自主性と組織力にかかつている。中小企業の団体交渉・団体協約制度は、中小企業の自主的な組織力の強化がないかぎり、その本来の意義を失ない、大企業の支配、統制を確保するための手段として有力な大企業側の武器にとつてかわるであらう。

また、最近・政府はこの団体交渉・団体協約制度については、高度成長政策の一環として大企業中心の政策をおしすすめつつ、大企業の支配・統制を確保するための手段としての性格をもたせていこうとしている⁽¹²⁾。それは、大

企業が大企業にとつて有利な取引条件の定着・再販売価格維持のために団体交渉・団体協約制度を積極的に利用しようとする態度に答えるものである¹³⁾。

このような状況では中小企業の団体交渉権・団体協約締結権は、もともと生存権的基本権であるにもかかわらず現実の機能は、それと異なる機能をもつようになる。

(1) たとえば、正田彬「協同組合と独占禁止法——競争制限的行為を中心として——」(公正取引一八八号)一五、一八頁参照、今村成和「協同組合と独占禁止法第八條」(公正取引一四三号)八頁参照。

(2) ちなみに、柿沼幸一郎「下請法運用十周年を迎えて」(公正取引一九〇号)三頁で、公正取引委員会柿沼取引部長は、「下請取引を文書によつて行なう慣行が乏しく」と指摘している。

しかし、契約「書」をとりかわす例もみられる。たとえば、公正取引委員会經濟部調査課は、繊維部門において、「取引商社と云つても下請になる場合を除いては特別な契約書を手交しているわけではなく、取引の都度売買契約書を手交することによつて、取引条件はきめられる」(「流通機構における集中と系列化——特に第一次商社・問屋を中心として——」昭和三〇年七月、一九〇頁)と指摘している。

なお、契約「書」の具体例については——古い資料であるけれども——公正取引委員会經濟部調査課「繊維商社の集中と階層分化」(昭和三二年九月)八九〜一〇八頁参照。

「繊維商社の集中と階層分化」が「問屋と下請専業機業との間には……賃加工基本契約書が取交されている。この契約書にもその片鱗をあらわしている(例えば第六條・第一一條等)ような一方的な取引条件はむしろ個々の取引、実際の取引における一方的な取引条件、取引価格のおしつけにあらわれている」(九九頁、なお賃加工基本契約書第六條については一〇四頁、第一一條については一〇七頁参照)と指摘しているように、親事業者たる大企業に有利な契約「書」が多い。また、親事業者たる大企業が下請企業を監督する方法として、契約「書」をとりかわす事例もみられるようである(昭和四一年七月二九日明治大学法学部産業法インスチュウト研究会における某労働基準監督官の発言)。

- (3) たとえば、団体交渉、団体協約は、賃加工基本契約書にみられるような「個々の取引・実際における一方的な取引条件・取引価格のおしつけ」を是正・除去するために極めて重要な制度であった。
- (4) 中小企業庁編「昭和三九年度中小企業白書」一七四頁
- (5) もちろん、大企業側は、工藤友恵前掲論文にみられるように日本の大企業と中小企業とは相互依存関係によつてこれまで健全な発達をとげたのであるから、この間の関係をみだすおそれの多い「団体交渉」には賛成できない趣旨の発言をしていた。ここにいる「健全な発達」とは、当時の政治的・社会的・経済的背景のもとでは、大企業側の「健全な」発達を意味していた。かくして、これは憶測の域を脱しえないが、団体交渉に支えられない「団体協約」は、大企業にとつてなんらの「迷惑」を感じなかつたようである。なお、山本・加藤「中小企業の構造」（現代日本資本主義体系第二巻所収）二二七頁参照。
- (6) 前掲「現代経営會計講座」第一巻三〇九頁。
- (7) たとえば、小林義雄「中小企業系列化と資本集中」（公正取引二二九号）一〇頁、小林義雄「独占資本の系列支配」（講座中小企業第二巻所収）二二七頁、坂口元三「繊維産業の系列化」（宮田・藤田編「日本経済政策の展開」所収）七五頁、その他この種の文献は文字通り枚挙に暇がないほど多い。
- (8) 竹内正己編前掲書一〇八～九頁
- (9) 竹内正己編前掲書一〇九頁、
- (10) 公正取引委員会は、三九年二月の閣議において下請代金支払遅延の現状を報告し、代金支払を促進させる対策の一つとして「下請協同組合の結成をはかる等の下請保護対策を考慮すべきである」と述べた。このように、公正取引委員会は、下請関係における「公正な取引」を確保するための方法として、下請協同組合したがって団体交渉・団体協約に期待している。

最近の団体交渉・団体協約の運用の実例については、竹内正己前掲書一一五、一一八頁参照。

なお、明治大学社会科学研究所の中小企業研究会は、今年七月にAトリコット協同組合を調査したが、そのさいに「団体交渉によつて加工賃の値上げを獲得した。また団体協約も締結した」という事実が明らかになつた。

(11) 山本順一「再編成下の中小企業の変貌」(経済評論昭和四一年六月号)一〇～一一頁参照。

(12) 第一章第三節参照。

(13) 註(10)の同じ調査で「A化成が、『自己製品を何円以下で売つてはいけない』と団交の席上協同組合に申し入れをした」ことが明らかにされた。このように、大企業は、従前の、「団体交渉・団体協約を労働組合に類するとして、それとかく白眼視していた」態度(同旨・静田均「工業政策の展開と特質」八宮田・藤田編「日本経済政策の展開」所収V一四～五頁)を改め、協同組合をして団体交渉・団体協約を積極的に利用する事例もみられるようになった。

総括

— 法 律 論 叢 —

本稿でいままで詳細に考察してきたように、独占資本強化のための法律が制定される過程で、中小企業の團結権の保障、機構は不充分ながらも整備されてきた(1)。しかも、それは、経済的弱者たる中小企業者の運動が必ずしも熟していない状況のもとで、巨大企業の要請に依つて「上から」おこなわれたのである(2)。

もともと中小企業等協同組合法の団体交渉権・団体協約締結権は、産業構造上大企業の支配従属下におかれている経済的弱者たる中小企業と大企業の対等取引を目的とした生存権的基本権である。しかるに、現実には中小企業の「組織力」の欠如から、それは、本来の目的を必ずしも全うしていない。中小企業は、経済の「二重構造」の底辺に定着せざるをえなくなり、ますます、大企業のしわよせをうけるようになる。こうして、巨大企業を頂点として下請・再下請・労働者または消費者へと複次的な階層分化が定着し、巨大企業の支配によつて必然的に惹起せしめられた弊害は、より低次の階層へと責任転嫁され、労働者または消費者にしわよせされるのである(3)。

このような現状においては、経済的弱者の生存権的基本権である団結権は巨大企業との対抗の場で問題とされるわけである。しかし、経済的弱者のそれぞれの産業構造上の地位によつて、その生存的基本権は、その意味するところが異つてくる。すなわち、労働者または消費者の経済的弱者の生存権的基本権は「資本」との対抗の場で問題とされるのに対して、中小企業のそれは、大企業との関係で問題とされる相対的な権利である。

では、中小企業の生存権的基本権たる団結権は、経済的弱者たる労働者・消費者の団結権とどうからみあうだろうか。いいかえれば、中小企業の組織化は、他の経済的弱者の組織化とどのような関連をもつかということである。

中小企業は、産業構造上大企業の支配従属下におかれているとはいへ、資本主義経済における「企業」であるから、労働者・消費者と対抗する地位にあることは否定できない。したがつて、労働者または消費者にむけられる中小企業の団結権は、その限りで否定される(4)。

しかし、わが国の産業構造上、中小企業は大企業の支配従属下におかれており、この点では、中小企業も、労働者・消費者と同じ地位にあるといえよう。そこで、中小企業の団結権行使が大企業にむけられるかぎりでは、労働者・消費者の基本的な「利益」と合致するわけである。

したがつて、中小企業が「反独占」を基本とする自主的な運動の展開を試みるときに、はじめて、労働者・消費者と共通の基盤で「統一運動」をすすめることができる(5)。こうして、今日では、大企業(この場合には「独占資本」といつた方が適切かもしれない)の側からする独禁法制の緩和が問題となると、労働者(または消費者)と中小企業の両者が、歩調をそろえ統一的反対運動を展開するようになったのである(6)。

また、中小企業労働者の労働条件の改善、向上の観点からみても、巨大企業の中小企業に対する支配体制が強化された今日では、個別資本の場で「労働条件の改善・向上」を実現することは、むずかしい。労働条件の改善・向上

は、中小企業が大企業の支配従属下におかれることではなく、中小企業が大企業との「対等」取引を確保することによつてのみ、具体的に実現される⁷⁾。このようにみてくるならば、中小企業が大企業と対等な立場で取引をする⁸⁾と、そして「対等」な取引による取引条件の「適正化」は、まさに中小企業経営者のみならず労働者の関心事でもあるといえよう。

かくして、大企業との「対等」取引を目的とする中小企業協同組合法の団体交渉権および団体協約締結権は、労働者・消費者の力を背景とする世論に支えられて、はじめて生存権的基本権の本来の目的を全うできるように思われる⁹⁾。

註(1) たとえば巽信晴「中小企業基本法案の役割」(経済評論一九六三年四月号)一五八頁参照。

(2) 第一章第一節、第二節参照

(3) ちなみに伊東俗吉「中小企業論」二五九頁で、「中小企業の下請系列化とそれよりの排除および階層分化とが、独占資本を頂点とする集中運動の結果として生じてきている」と指摘している。

(4) 第二章第二節参照。

(5) 正田彬「経済法」(講座現代法第七卷所収)二四六頁参照

(6) 富山康吉「経済法の諸問題」(新法学講座「安保体制と法」所収)一五九頁

(7) 伊東俗吉「中小企業論」二四八頁、二五八頁参照、伊東俗吉「現今中小企業の問題点」(公正取引一二九号)八頁

(8) 第二章第二節参照

(昭和四一年九月八日脱稿)以上。

〔付記〕 本稿脱稿後の昭和四一年一〇月下旬に、明治大学社会科学研究所の中小企業研究会は、岡山県にある協同

組合〇鉄工センター、A株式会社、〇商事株式会社を調査した。

そのさいに、○鉄工センターでは、親事業者たる大企業の下請代金のいちじるしい支払遅延を防止するために、中小企業等協同組合法の団体交渉権を積極的に行使し、かなりの成果を収めていることが、明らかになった。

A株式会社(資本金一、六〇〇万円、従業員一、一五〇名)、○商事株式会社(資本金不詳、従業員一、一〇〇名)は中小企業であるが、多数の下請企業を利用してゐる。A株式会社、○商事株式会社は、下請企業を監督するために、それぞれの下請企業と下請契約「書」を取交している。A株式会社の下請契約「書」には、親事業者たるA株式会社の下請会社にたいする工場・帳簿の閲覧および製品の検査権を認める条項(同旨、第三章註(2))掲載の「賃加工基本契約書」(第六条参照)があり、実際の下請取引における一方的な取引条件のおしつけを可能にしている条項がみられる。

他方において、A株式会社の下請企業は、協同組合に参加し、その組織力を背景に、A株式会社の下請企業にたいする責任転嫁を防止し、下請取引条件の改善をはかっているようである。それは、A株式会社某氏の「協同組合が強いために、加工賃の買いたたきは不可能である」という発言からもうかがえる。また、下請契約書にすら「商品納入と同時に加工賃を支払う」という下請企業の利益を顧慮した規定があつた。

この調査の報告および分析は、別の機会に譲りたい。

(昭和四一年十一月四日記)